

記載要領(記入例)

子どもの

令和5年4月30日時点の対象児童の住民票

芝山町長

【添付書類】 ※添付漏れのないようご注意ください

- ・申請者本人の確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・受取口座を確認できる書類の写し
(通帳、キャッシュカードなど)

1. 申請・請求者

「2. 対象児童」の主たる生計維持者を記入してください

記入日 令和 5 年 8 月 9 日

申請・請求者の現住所

チバ タロウ

昭和 平成 西暦

芝山町小池〇〇〇番地

千葉 太郎

男 女

5 年 7 月 1 日

電話 090 (1234) △△△△

*記名押印に代えて署名することができます。

申請者の個人番号(マイナンバー)
(12桁)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

※マイナンバーの記載は任意です

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

	(フリガナ)	続柄	性別	生年月日	
1	氏名			平成 令和 西暦	令和5年4月30日時点 ※現住所と
	チバ ハナコ 千葉 花子	子	男 女	19 年 5 月 20 日	
	現住所(別居の場合のみ記入)				
2	氏名			平成 令和 西暦	令和5年4月30日 ※現住所と同
	チバ ジロウ 千葉 次郎	子	男 女	24 年 2 月 15 日	
	現住所(別居の場合のみ記入)				
3	氏名			平成 令和 西暦	令和5年4月30日時点の住民票所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
	チバ サブロウ 千葉 三郎	子	男 女	2 年 4 月 8 日	
	現住所(別居の場合のみ記入)				

令和5年4月30日時点で芝山町に住民登録のあるお子さんのお名前を記入してください。

【対象児童】
平成17年4月2日から令和5年4月30日までに出生した児童

※2名以上のお子さんがある場合もまとめて1枚の申請書に記入してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数 3 人 申請額・請求額 30,000 円

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

「対象児童数×1万円」の額を記入してください

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機

「1. 申請・請求者」に記入した方の口座を記入してください

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)							口座名義(カナ)	
千葉	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	芝山	5.農協 6.漁協 7.信漁連	本店(所) 支店(所) 出張所	普通 当座	1	2	3	4	5	6	7	チバ タロウ
	金融機関番号		店番号										

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】

- (1) 子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子どもの成長応援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、町が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和5年4月30日より前に遡って住民票が削除された場合など、子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子どもの成長応援臨時給付金を返還します。

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しをここに貼付するか、申請書に同封して提出してください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し